

平成29年 9月 4日

特殊車両の合同取締の実施について

道路はみんなの財産です。道路を利用するには、道路を傷つけることなく、法律に沿った通行をしなければなりません。

しかし、無許可の特殊車両や過積載などの車両は依然として多く、道路の寿命を縮めるだけでなく、重大な事故につながる恐れがあります。

これらの違法な車両を排除するため、三陸国道事務所、久慈警察署は下記のとおり取締りを実施します。

記

1. 取締日時 平成29年 9月 4日(月) 13:30～15:00
2. 取締場所 国道45号(上り) 久慈市長内町地内 長内駐車場
3. 取締内容 道路法による特殊車両の取締等

位置図



平成27年度 取締状況



【 発表記者会:久慈地区報道機関各社 】

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所 管理課長 香木 和義

〒027-0029 宮古市藤の川4-1

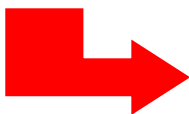
電話:0193-71-1717(内線431)

特殊車両とは

道路法では、道路の構造を保全するため、道路を通行する車両の幅、重さなどについて最高限度を定めています。

この最高限度を「一般的制限値」といいます。内容は以下のとおりです。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5m
長さ		12m
高さ		3.8m(高さ指定道路は4.1m)
重量	総重量	20t(重さ指定道路は25t)
	軸重	10t
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 18t (但し、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上 且つ、隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t以下の時は19t)
		○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上 20t
輪荷重	5t	
最小回転半径		12m



これらの制限値を1つでも超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要です。

特殊車両の通行について (参考)

違反者の名称や違反内容の公表を開始します

平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締り要領」の一部改正が行われ、平成25年3月1日より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに又は許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**します。

➤重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

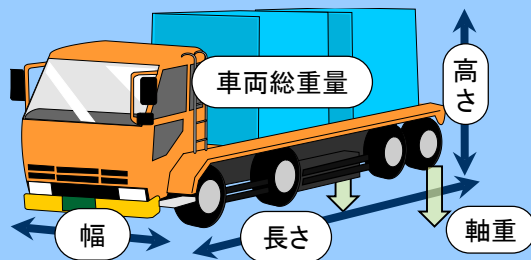
軸重が制限(10t)の2割超過(12t)

橋への負担は制限(10t)以下の車両で**9台分以上!!!**

損傷(鋼材破断)の実例→(国道23号 木曾川大橋)

➤下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で 最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

➤「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
- ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

➤インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご理解下さい】 申請から許可まで、各道路管理者による確認のために**時間を要します**。
重量物や長大物の輸送依頼の際は、**その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい**。

【ご注意下さい】 許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)

特殊車両による事故状況

平成19年 6月15日発生
場所：釜石市熊の木トンネル内



平成19年 8月30日発生
場所：釜石市甲子町地内



平成20年12月 8日発生
場所：釜石市片岸町地内



平成27年 7月29日発生
場所：宮古市田老地内

